

荒尾市立図書館への指定管理者制度の導入

熊本県荒尾市

人口：56,897 人

面積：57.15 km²

取組の概要

民間事業者等による経営ノウハウを活かし市民サービスの向上及び効率的な施設運営を図るため、荒尾市立図書館において、平成 18 年 4 月から指定管理者制度を導入した。

取組の紹介

1 取組の背景

- これまで公共サービスの提供については、主として国や地方公共団体が担ってきたが、規制緩和の推進等により民間の企業や非営利団体等の参入が促進されている中、市民ニーズの多様化に応えるためには誰が最も効率的かつ効果的なサービスの担い手になり得るかとの観点から、「民間にできることは民間に」という理念の下、その質・量ともに確保しつつ簡素で効率的な行政運営を実現するため、民間活力の積極的、効果的な導入を図る必要がある。
- このことを受け、本市では、平成 18 年度現在、公の施設のうち荒尾市立図書館を含む 14 施設に指定管理者制度を導入したところである。

2 取組の具体的内容

- 荒尾市立図書館の管理運営全般（本館及び移動図書館）について、指定管理者制度を導入するため指定管理期間を 5 年間として公募を行ったところ 6 団体から応募があった。
- 審査委員 5 名で構成された指定管理候補者選定委員会において、サービス向上の具体的手法や施設の管理運営経費削減等、4 項目の内容について審査を行った結果、特定非営利活動（NPO）法人「まちづくりあら'モ」を指定管理者に指定し、平成 18 年 4 月から業務を行っている。

- ・ 荒尾市立図書館における指定管理者の選定については、図書館運営の専門性とどまらず、地域と市民生活に密接に関わり、市民が図書館運営に積極的に参画するという視点など総合的な見地から行われ、社会教育の推進や子どもの健全育成を図る活動等を通して、企業を含めた市民が一体となって将来のまちづくり、社会づくりの活動を促すことを推進し、もって公共の福祉の増進に寄与することを目的として活動している当該 NPO 法人が、利用者と運営者が近い立場で図書館を発展させることが期待されるということから選定された。
- ・ また、指定管理者制度導入後における市と指定管理者の主な役割分担としては、施設の管理運営全般に関する業務については、原則として指定管理者が行うこととなっているが、協定書の定めにより、下記の事項について市の業務として行うこととしている。
 - ① 図書・資料の購入、除籍決定に関すること。(但し、選書業務は指定管理者が実施。)
 - ② 法令等に基づく国及び県等の補助金申請に関すること。
 - ③ このほか、教育委員会の事務と認められる業務。
- ・ 指定管理者制度導入に伴い、職員は、人事異動により本庁等へ配置転換した。
- ・ 臨時職員については、図書館業務についての知識や経験を有していることから、勤務を希望する職員全員が指定管理者において雇用された。

3 取組の効果

- (1) 経費の節減
 - ・ 図書館運営全体にかかる経費は、平成 17 年度決算額 45,085 千円、平成 18 年度予算額 37,236 千円であり、7,849 千円、約 18%の削減となっている。
- (2) 資料費の増加
 - ・ 公募時に指定管理料内で金額を指定。その結果、平成 17 年度決算額 5,242 千円、平成 18 年度予算額 7,000 千円であり、1,758 千円、約 34%の増加となっている。
- (3) 平日開館時間の 30 分間延長
- (4) 職員 1 名増員と司書率の向上
 - ・ 職員数は 8 名体制から 9 名体制へ。司書率の向上については、昨年度、今年度とも 4 名であり、現時点では状況に変化はないが、今年度は職員のうち 2 名が司書及び司書補の資格取得へ向けすでに講習を受講済みであり、有資格者が 6 名に増加する予定。
- (5) 自主事業の増加
 - ・ 図書館では、これまでボランティア団体や図書館職員による子どもを対象とした本の読み聞かせ、外部講師を招いての文学講座、家庭等で不要となった本の交換会など 6 つの自主事業を実施してきた。
 - ・ 指定管理者制度導入後はこれまでの事業に加え、NPO・ボランティア・市民活動支援、NPO 法人の協力による子ども向けのかかるた遊びや絵本の読み聞かせ、図書館長を講師とするセミナーの開催など、指定管理者である NPO 法人の特性を活かし、創意工夫による 4 つの自主事業を新たに実施している。

(6) NPO 独自の情報誌での広報活動の活発化

- ・ 指定管理者となっている NPO 法人が発行する無料の地域情報誌において、荒尾市立図書館で開催するイベント情報等の PR などの広報活動を行っている。

(7) 柔軟な運営体制

- ・ 夏休み等の繁忙期における人員確保など、状況にあわせて柔軟な対応が可能となり、全体的にフットワークの軽い活動が容易になった。

※ 平成 17 年度と平成 18 年度における利用者数及び蔵書貸出冊数を比較すると、平成 17 年度 30,768 名、93,277 冊、平成 18 年度 31,555 名、97,365 冊となっており、利用者数では 787 名、2.6%、また、蔵書貸出冊数では 4,088 冊、4.4%の増加を示している。(各年度とも 1 月末現在)

4 取組中の課題・問題点

- ・ 適正かつ効果的な管理運営を行うことが重要であるが、指定管理者制度導入から日が浅いこともあり、報告書等提出書類の種類と頻度や連絡調整等、指定管理者との関わり方が課題となっているところである。

→ 報告書等書類については、指定管理者制度導入初年度ということもあり、この一年を目処に指定管理者との協議により、現在の内容や種類の見直しを進めたいと考えている。

また、行政と指定管理者間の意思疎通を図るため、指定管理者制度導入後も市立図書館を所管する市社会教育課の担当者が必要に応じて図書館を訪問し指導や連絡調整を行っており、また、平成 18 年 10 月から月 1 回、市立図書館長と市社会教育課による現況報告会を開き、事業報告や今後の計画についての意見交換を通して、図書館の方向性について調整を行っているところである。

5 住民の反応・評価

- ・ 広報活動の活発化により図書館への関心が多少高まっていることや、自主事業への市民参加については順調と感じられるが、そのような変化が顕著に現れているとまではいい難い状況である。
- ・ 一方、指定管理者導入当時の市民の意見に「導入後も導入前と変化がない」という評価があったため、きわめて自然な形での導入となったと考えられる。
- ・ また、指定管理者導入後における評価の変化については、長期的に観察する必要があると考える。

6 今後の課題

- ・ 祝日開館の実現
 - 図書館は複合施設内にあり、併設されている社会教育総合センター（中央公民館）の休館日（祝日）との兼ね合いで現在のところ実現していないが、同センターに平成19年4月から指定管理者制度が導入され、施設全体を同NPO法人が指定管理者として運営することになることから、祝日開館に向けた検討が可能な状況となり、今後、指定管理者と協議を行う予定である。
- ・ 市民評価の収集方法
 - 利用者からの評価を収集するための有効な手段であるアンケート調査を実施する方向で、指定管理者と協議していきたいと考えている。

7 今後取り組む自治体に向けた助言

- ・ 図書館の意義や役割は時代に応じて変化しつつある。市民の最も身近な情報収集の場として図書館を活かすことを前提に、生涯教育行政の長期的な展望と、専門家や他の教育関係者の意見等を踏まえ、十分な議論を尽くした上で、総合的で前向きな改革を行うことが必要と考える。

担当部署：政策企画課